

令和7年度

第10回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和7年度第10回江別市農業委員会定例総会議事録

令和8年2月27日（金） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（18名）

佐藤和人  
伊藤良明  
中田和孝  
保倉義治  
山口利夫  
植村登  
佐藤昇  
中島清文  
砂川秀樹  
西純一志  
荻野雅志  
田中浩一  
百瀬誠記  
松下博樹  
山田保彦  
長谷川礼子  
工藤多希子  
浅野目貴史

2 欠席委員（2名）

得能謙二  
保倉浩行

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	中山	雄太
	主任	粟生	祐史
	主任	武山	直人
	主任	中川	いつみ

#### 4 議事日程

- |      |            |                             |
|------|------------|-----------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |                             |
| 日程第2 | 会期の決定      |                             |
| 日程第3 | 諸般の報告      |                             |
| 日程第4 | 報告第44号     | 現況証明願及び照会について               |
| 日程第5 | 報告第45号     | 農地法第3条の3の規定による届出について        |
| 日程第6 | 報告第46号     | 農地法第5条の規定による届出について          |
| 日程第7 | 報告第47号     | 第10回農地常任委員会開催結果報告について       |
| 日程第8 | 議案第31号     | 農地法第3条の規定による許可申請について        |
| 日程第9 | 議案第32号     | 第10回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について |

## 5 議事の概要

### ◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和7年度第10回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は18名であります。  
ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について  
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、山口委員、百瀬委員を指名いたします。

### ◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について  
令和7年度第10回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。  
令和8年2月27日、1日間とする。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について  
事務局長に報告させます。  
事務局長。
- 事務局長 ご報告申し上げます。  
令和7年度第9回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。  
なお、本日の総会に得能委員、保倉浩行委員が欠席する旨の通告がありました。  
以上でございます。
- 議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご質問なしと認めます。

### ◎報告第44号

- 議長 日程第4 報告第44号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
中川主任。

- 中川主任 報告第44号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。  
総会議案1ページをご覧ください。  
今回提出がありましたのは、No.27の1件でございます。  
土地の所在等は記載のとおりです。  
No.27は、公簿地目 畑1筆 計396.00㎡を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。  
これは、現地調査を行い、農地利用調査実施要領に基づき処理したものでございます。  
以上でございます。
- 議長 これより報告第44号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。  
以上で報告第44号を終結いたします。

#### ◎報告第45号

- 議長 日程第5 報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
武山主任。
- 武山主任 報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。  
総会議案2ページをご覧ください。  
これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。  
今回、提出がありましたのは、No.13の1件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。  
内容につきましては、個人の相続によるものでございます。  
以上、1件 6筆 計64,969.00㎡でございます。  
説明は、以上でございます。
- 議長 これより報告第45号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしと認めます。  
以上で報告第45号を終結いたします。

#### ◎報告第46号

- 議長 日程第6 報告第46号 農地法第5条の規定による届出についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
武山主任。
- 武山主任 報告第46号 農地法第5条の規定による届出についてご説明申し上げ

げます。

総会議案3ページをご覧ください。

今回、届出がありましたのは、No.4の1件で所在、地番等につきましては記載のとおりでございます。

内容につきましては、市街化区域内の農地について、権利の移動を伴い、転用しようとするものであり、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

No.4の転用目的は、住宅を建築するものでございます。

受理相当と認められましたので、農地事務取扱要領に基づき受理したものでございます。

以上、1件 現況地目 畑 1筆 237.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第46号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第46号を終結いたします。

### ◎報告第47号

○議長 日程第7 報告第47号 第10回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第47号 令和7年度第10回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1「農地法第3条の規定による許可申請について」、付議事件2「第10回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして、内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第47号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第47号を終結いたします。

### ◎議案第31号

○議長 日程第8 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

総会議案4ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、No.9の1件でございます。

No.9は、個人間で、所有権の移転がなされるものでございます。

譲受人は、現在遠方で営農している農業者ですが、今後、営農地の処分を進め、当市へ移住する予定です。

移住までの間は、申請者本人は定期的な通いで耕作となりますが、取得予定地の隣接に先行して居住予定の世帯員等が共同で耕作すること、取得農地面積が小規模であることから、取得農地の耕作は可能と考えます。

このため、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、1件 2筆 計902.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第31号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第31号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第32号

○議長 日程第9 議案第32号 第10回農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案32号 第10回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

総会議案5ページから11ページをご覧ください。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に基づき業務委託を受けて公益財団法人道央農業振興公社が作成した農用地利用集積等促進計画案に対して、第18条第3項の規定に基づき意見を付そうとするものです。

今回の計画案は、利用権設定に係るものが24件 70筆 923,858.00㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

また、当該利用集積等促進計画案について、計画案のとおり認可申請された際には即日公告がされるため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する旨意見を付すとともに、農用地利用集積等促進計画の作成について要請を行います。

以上でございます。

○議長 これより議案第32号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.49及びNo.61を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.49及びNo.61を除き採決いたします。

第10回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案22件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第32号の利用権設定のNo.49に対する質疑に入りますが、中島委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(中島委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第32号の利用権設定のNo.49を採決いたします。

第10回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

中島委員の復席を願います。

(中島委員復席)

引き続き、議案第32号の利用権設定のNo.61に対する質疑に入りますが、西委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(西委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第32号の利用権設定のNo.61を採決いたします。

第10回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。  
西委員の復席を願います。

(西委員復席)

## 閉会宣告

- 議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。  
令和7年度第10回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後2時41分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年2月27日

議長（会長）

署名委員

署名委員